

1 就職活動の準備

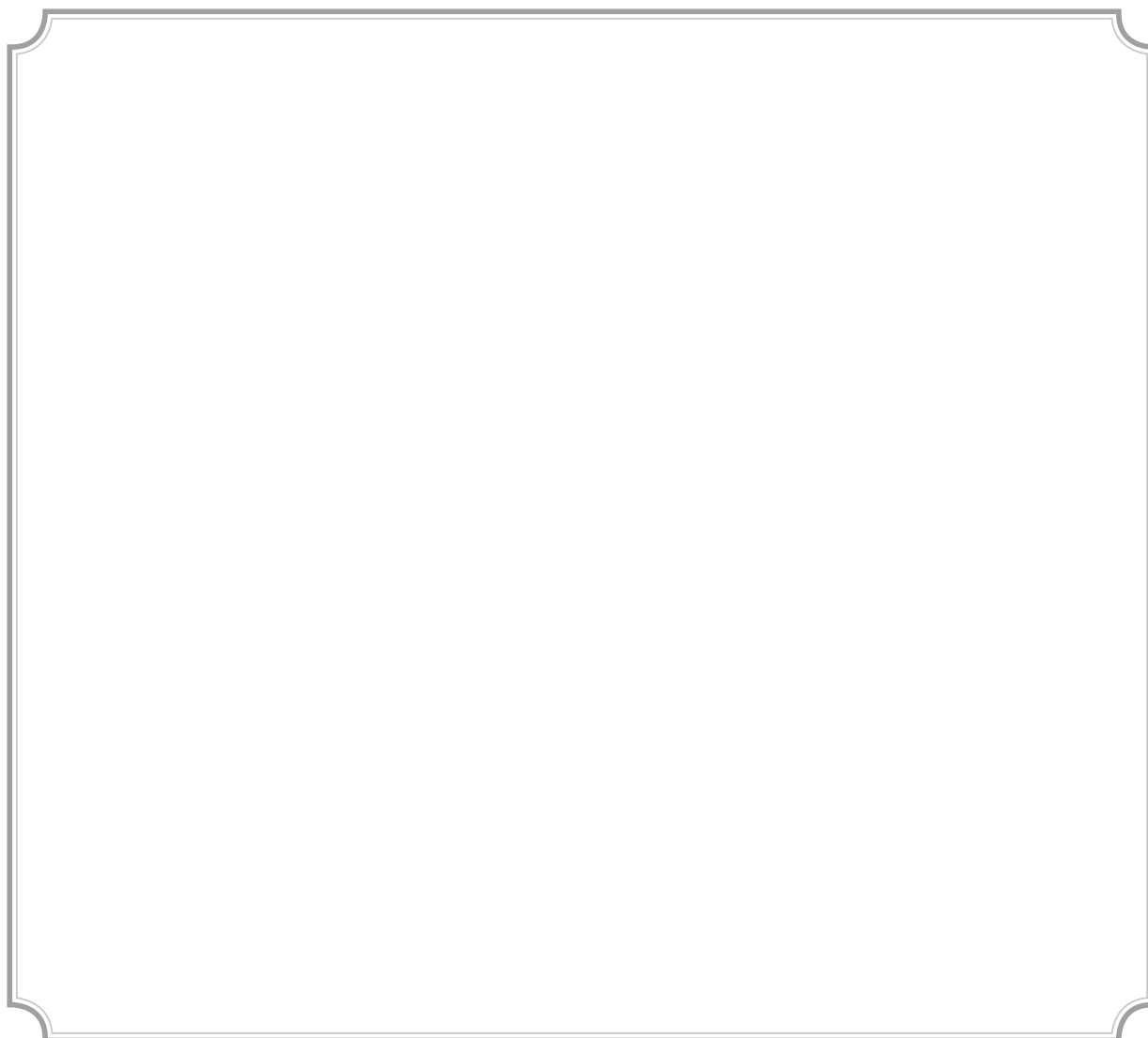
あなたにとって仕事とは何か

私達はなぜ働くのでしょうか？ もし、生活するのに困らないほどのお金があれば、あなたは働きますか？ 働くのはお金を稼ぐことだけが目的でしょうか？ 世の中にはボランティア・家事・育児・PTAなどお金を稼ぐことが目的でない仕事もあります。お金はもらえないけれど社会に役立つ活動も「仕事」なのです。

それでは、「あなたにとっての仕事とは何ですか？」これは就職活動でよく聞かれる質問のひとつです。この「あなたにとって」というのが大切なキーワードです。

「生活費や趣味の資金を得ること」「組織・社会を通して貢献すること」「自分の能力や個性を伸ばすこと」など就職活動を始める際、「自分にとって仕事とは…」をぜひ考えてみてください。

あなたにとって仕事とは何か？働く事とは何か？を考えてみよう

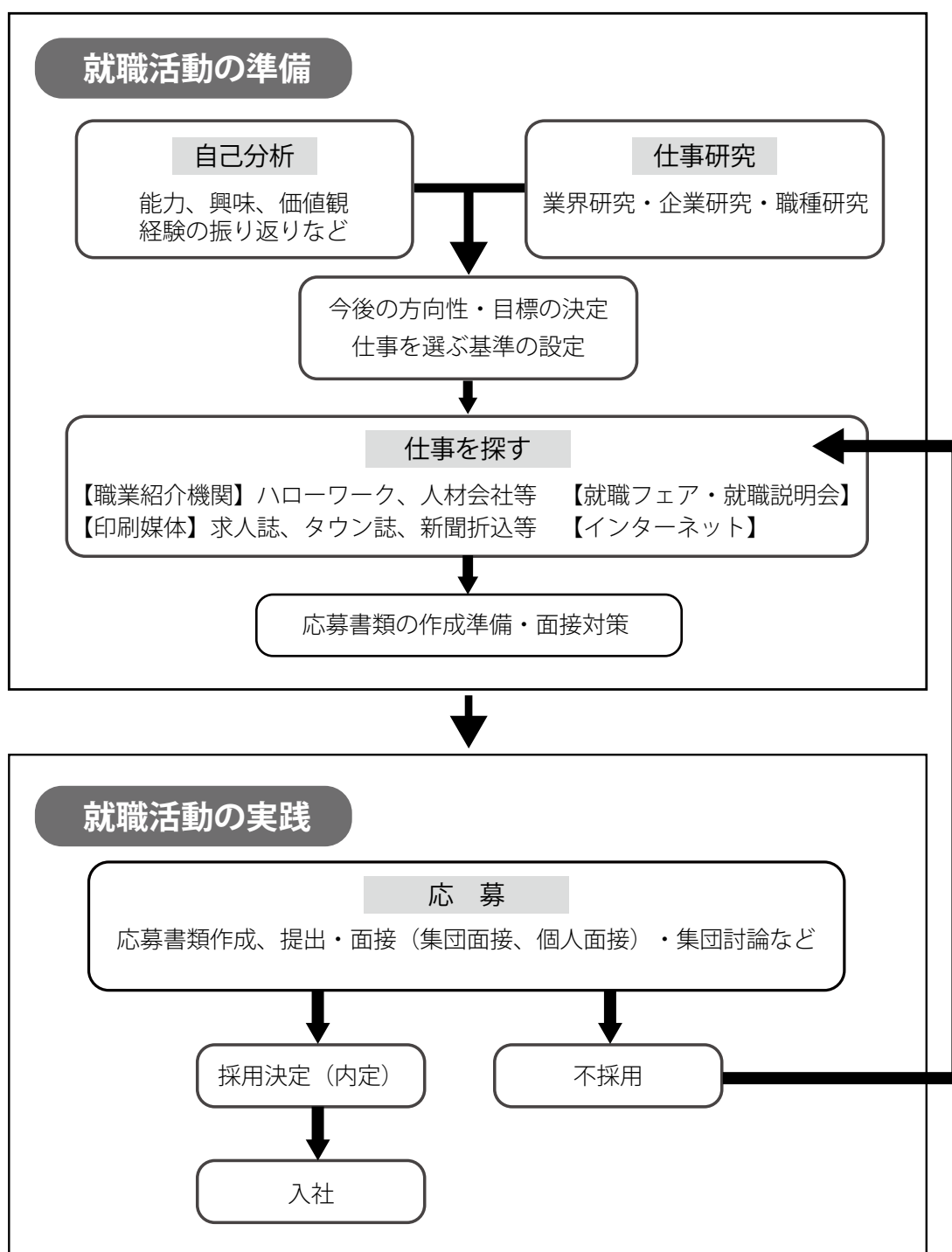


就職活動の進め方

行動に移そう

「なぜ働くのか?」「就職する目的は?」など就職について考え、答えを探すことはとても重要ですが、最も大切なのは考えるだけでなく行動することです。

行動することで自分がしたいこと、したくないことに気づくことがあります。「何から始めたら…」と悩む前に「何から行動するか?」を考えましょう。



いろいろな働き方

私たちが、日常的に使っている「正社員」「契約社員」「派遣社員」「パート・アルバイト」という言葉は、労働基準法という言葉ではありません。労働基準法では「労働者」という言葉があるだけです。

これらの違いはどこにあるのでしょうか？ 区別するポイントは「雇用期間の定めの有無」「労働時間の長さ」「直接雇用されているか」の3点です。ここではそれぞれの働き方について紹介します。

呼び方	内 容
正社員	企業に正規雇用で雇われた労働者を指します。企業と労働者の間で期限を定めずに雇用契約が結ばれることが特徴です。また、年俸や月給など固定給で賃金の支払いがされることが多く、雇用保険と社会保険への加入が義務付けられています。
契約社員	企業と労働者の間で契約期限を定めた雇用契約を結び勤務する社員です。給与の支払いは企業によって異なりますが、多くは月給制もしくは時給制となります。正社員と同じように社会保険への加入や福利厚生の利用もできることが多いです。
派遣社員	人材派遣会社（派遣元）との間で労働契約を結び、派遣会社が契約を結んでいる会社（派遣先）に派遣されて仕事をします。派遣先企業から指揮命令を受けて仕事をし、賃金は人材派遣会社から支払われます。一定の条件を満たせば、雇用保険や社会保険の適用を受けることができます。
パート アルバイト	パートタイム労働者（短時間労働者）のことです。1週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用されている正社員と比べて短い時間の中で仕事をする働き方です。「パート」「アルバイト」など呼び方が違っていても法律上で扱い方の違いはありません。また、一定の条件を満たせば、雇用保険や社会保険の適用を受けることができます。

福利厚生（社会保険）

福利厚生には法律で企業に実施が義務付けられる社会保険等の法定福利厚生と企業が独自に定める社員寮や社員旅行といった法定外福利厚生があります。ここでは法定福利厚生の中の社会保険について説明します。

保険の種類	目的
健康保険 介護保険	<p>健康保険とは、生活を守るための保険制度の 1 つです。病気やケガでの出費に対して自己負担が軽減されたり、出産や育児に対して一時金が支給されたりします。会社員が加入対象となり、企業と本人の折半によって保険料の支払いを行います。</p> <p>介護保険は介護が必要な方にその費用を給付してくれる保険です。40 歳からの加入が義務付けられています。</p> <p>※国民健康保険は、個人事業主・自営業者・無職の方が加入対象となる保険制度です。 保険料の支払いは本人によって行われます。</p>
厚生年金保険	<p>日本の公的年金制度の一つで、雇用労働者を対象とし、全国民共通の基礎年金に上乗せして支給される二階部分の報酬比例の年金制度です。老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金などがあります。</p> <p>※国民年金は、個人事業主・自営業者が加入対象となる保険制度です。 保険料の支払いは本人によって行われます。</p>
労災保険	<p>労働者が、業務上または通勤途上に災害に遭い、負傷、疾病、障害または死亡に至った場合、支給される保険です。原則として、労働者を使用するすべての事業が加入しなければなりません。保険料は事業主が全額負担となります。</p>
雇用保険	<p>失業した時に支給される公的な保険です。 生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1 日も早く再就職するために利用することができます。従業員を 1 人でも雇っている事業所は、すべて雇用保険に加入する義務がありますので、従業員として働く場合は加入することができます。 パート、アルバイトなどの非正規雇用者の方は週の所定労働時間が 20 時間以上で、継続して 31 日以上雇用される見込みのある場合、加入することができます。 ※離職理由により受給条件が変わります。詳しくはハローワークで確認しましょう。</p>

有給休暇

勤務日数に応じて有給休暇を利用することができます。入社した日から 6 か月間継続勤務し全労働日数の 8 割以上勤務していること等が条件です。